

令和2年2月26日

関係者各位

再生債務者 株式会社 MTGOX  
再生管財人 弁護士 小林 信 明

### 特別調査期間の決定に関するお知らせ

再生管財人は、平成31年1月24日に、MTGOXのビットコイン取引所のユーザーの金銭又は仮想通貨の返還に関する再生債権（以下「取引所関係再生債権」といいます。）以外の再生債権について、同年3月15日に取引所関係再生債権について、それぞれ認否を行いました。上記認否後においても、債権者の皆様から一定数の再生債権届出書を受領しております。

この状況を受けて、令和2年2月14日、東京地方裁判所により、再生債権の特別調査期間及び再生管財人が特別調査用の再生債権認否書を提出する期限を下記のとおり定める決定がなされましたのでお知らせいたします。

### 記

1. 特別調査用の認否書の提出期限 令和2年3月11日
2. 再生債権の特別調査期間 令和2年3月17日から  
令和2年3月18日まで

以上